

山梨県公報

第千四百六十四号

平成十六年

三月二十九日

月 曜 日

目 次

告 示

鳥獣保護区の指定	一三五
農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示	一三五
道路の区域変更(六件)	一三八
都市計画の決定(十一件)	一三八
建築基準法に基づく道路位置指定	一四〇
換地計画の適当決定(四件)	一四〇
平成十六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	一四一
公 告	
開発行為に関する工事の完了について	一四七
換地処分の実施(四件)	一四七
人事委員会	
山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	一四七
山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	一四九
特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	一四九

告 示

山梨県告示第百四十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定した。

平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 鳥獣保護区の名称

黒桂河内鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

山梨県告示第百四十四号

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示を次のよ

南巨摩郡早川町新倉地内の早川右岸(西岸)と広河原林道との交点を起点とし、同所から同川右岸を南進し新倉トンネル南詰から西に直進した線との接点に至り、同所から同線を西に直進し四百メートルの地点(標高八百五十メートル地点)で尾根との接点に至り、同所から東京電力水位観測所に向かって北西に直進し同観測所において広河原林道との接点に至り、同所から同林道を北東及び北に進み起点に至る一団地

三 鳥獣保護区の存続期間

平成十六年三月三十一日から平成二十五年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区的面積

六十ヘクタール

五 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

1 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、南巨摩郡早川町の中心部の標高五百メートルから八百五十メートル付近に位置し、中心に早川支流である黒桂河内川が流れる地域である。また、中心部に「南アルプス邑野鳥公園」が町により設置され、野鳥観察舎、自然観察路、人工池等が整備されており、年間を通じ多くのバードウォッチャーに親しまれている。当該地区の植生は、コナラ及びアカマツが優占し、一部がスギの植林地となつて

いる。また、生息する野生動物は、獣類では大型哺乳類のニホンジカ及びイノシシをはじめ、中型哺乳類のキツネ、ノウサギ等、また、小型哺乳類ではニホンリス、カヤネズミ等が確認され、鳥類ではシジュウカラ等の里山の種から、オオルリ、コマドリ等の亜高山帯の種が生息し、また、中心を流れる川辺を中心にヤマセミ、カワセミ等、人工池ではオシドリ等の水鳥が確認されるなど、非常に豊かな生息環境を保持している。

以上のような地域を鳥獣保護区に指定することで、鳥獣の保護を図るとともに、野鳥を誘致し、野鳥と身近にふれ合える環境の整備を図り、もって愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

3 鳥類保護区の管理方針

- (1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱、給水、給餌等の施設の設置に努める。
- (2) 鳥獣保護区の指定の意義について、普及啓発に努める。

うに定める。

平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示
 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第二項第五号かつこ書及び第六条
 第一項第二号かつこ書の規定による別段の面積を次のように定める。
- 一 農地法第三条第二項第五号かつこ書の別段の面積

区 域	面積
一 南アルプス市（旧芦安村の区域を除く。）、東山梨郡春日居町、西八代郡三珠町、中巨摩郡昭和町及び田富町、北巨摩郡小淵沢町並びに南都留郡鳴沢村の区域	四〇アール
二 甲府市（旧能泉村及び旧宮本村の区域を除く。）、都留市、東山梨郡大和村、東八代郡芦川村、西八代郡下部町、南巨摩郡増穂町、鯉沢町、中富町、身延町及び南都留郡忍野村、山中湖村及び富士河口湖町の区域	三〇アール
三 甲府市（旧能泉村及び旧宮本村の区域に限る。）、富士吉田市、大月市、南アルプス市（旧芦安村の区域に限る。）、東山梨郡三富村、西八代郡上九一色村（富士ヶ嶺地区を除く。）、市川大門町及び六郷町、南巨摩郡早川町、南都留郡秋山村、道志村及び西桂町並びに北都留郡上野原町、小菅村及び丹波山村の区域	二〇アール

二 農地法第六条第一項第二号かつこ書の別段の面積

区 域	面積
一 富士吉田市（旧下吉田町及び旧上吉田町の区域に限る。）、北巨摩郡高根町（旧清里村の区域に限る。）、大泉村、長坂町（旧小泉村の区域に限る。）及び小淵沢町並びに南都留郡忍野村、山中湖村及び鳴沢村の区域	九〇アール

二 大月市、南巨摩郡の全町村（増穂町のうち旧平林村の区域を除く。）、西八代郡の全町村及び北都留郡の全町村の区域	五〇アール
三 一の項及び二の項に掲げる区域を除く区域	六〇アール

附 則

（施行期日）

- この告示は、平成十六年七月一日から施行する。
- 農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積（昭和四十六年山梨県告示第九十七号）は、廃止する。

山梨県告示第百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十六年四月十九日まで一般の縦覧に供する。
 平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 万力小屋敷線
- 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
	新	旧		
山梨市大字上神内川字平塚一〇五五番の二地先から 山梨市大字小原西字柿木田七〇番の二地先 まで	六・五 三九・〇	六・五 一三・四	一七二・〇	一七二・〇

山梨県告示第百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩

山建設部において、この告示の日から平成十六年四月十九日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 市之蔵山梨線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
山梨市大字上神内川字平塚一〇五五番の二地先から 山梨市大字小原西字柿木田七〇番の二地先まで	六・五 三九・〇	六・五 一三・四	一七二・〇	一七二・〇
	新	旧		

山梨県告示第四百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年四月十九日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 原浅尾葎崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北巨摩郡須玉町大字比志字鳥井坂一七七番の二地先から 北巨摩郡須玉町大字江草字大渡一六〇〇一番の二地先まで	八・〇 五一・〇	五・〇 一七・〇	一三三〇・〇	一三三〇・〇
	新	旧		

山梨県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年四月十九日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 増富若神子線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北巨摩郡須玉町大字比志字鳥井坂一七七番の二地先から 北巨摩郡須玉町大字江草字大渡一六〇〇一番の二地先まで	八・〇 五一・〇	五・〇 一七・〇	一三三〇・〇	一三三〇・〇
	新	旧		

山梨県告示第四百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年四月十九日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 高根富士見線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北巨摩郡小淵沢町字棒道下一〇二三四番の六地先から 北巨摩郡小淵沢町字棒道下一〇二三四番の三地先まで	一〇・〇 一〇・八	七・六 一〇・二	二七三・三	二七三・三
	新	旧		

山梨県告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十六年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三七号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
富士吉田市大字新倉字出口二六七五番の一地先から 南都留郡富士河口湖町大字船津字南八津四八六五番の一地先まで	九・五 一・二・五	九・五	七六・二	七六・二

山梨県告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 都市計画の種類 峡東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「峡東都市計画区域マスタープラン」）
- 二 都市計画の決定に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

山梨県告示第百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 都市計画の種類 東八代都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「東八代都市計画区域マスタープラン」）
- 二 都市計画の決定に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

山梨県告示第百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 都市計画の種類 市川大門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「市川大門都市計画区域マスタープラン」）
- 二 都市計画の決定に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

山梨県告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 都市計画の種類

増穂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「増穂都市計画区域マスタープラン」）

- 二 都市計画の決定に係る土地の区域
縦覧に供する図書を明示する部分

三 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

山梨県告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

- 一 都市計画の種類
山梨県知事 山本 栄彦

一 都市計画の種類
山梨県知事 山本 栄彦

- 二 都市計画の決定に係る土地の区域
縦覧に供する図書を明示する部分

三 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

山梨県告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

- 一 都市計画の種類
山梨県知事 山本 栄彦

一 都市計画の種類
山梨県知事 山本 栄彦

- 二 都市計画の決定に係る土地の区域
縦覧に供する図書を明示する部分

三 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

山梨県告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

- 一 都市計画の種類
山梨県知事 山本 栄彦

一 都市計画の種類
山梨県知事 山本 栄彦

- 二 都市計画の決定に係る土地の区域
縦覧に供する図書を明示する部分

三 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

山梨県告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

- 一 都市計画の種類
山梨県知事 山本 栄彦

一 都市計画の種類
山梨県知事 山本 栄彦

- 二 都市計画の決定に係る土地の区域
縦覧に供する図書を明示する部分

三 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

山梨県告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

- 山梨県知事 山本 栄彦

- 一 都市計画の種類
都留都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「都留都市計画区域マスタープラン」）

- 二 都市計画の決定に係る土地の区域
縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

山梨県告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 都市計画の種類

大月都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「大月都市計画区域マスタープラン」）

- 二 都市計画の決定に係る土地の区域
縦覧に供する図書に明示する部分

- 三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

山梨県告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 都市計画の種類

上野原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「上野原都市計画区域マスタープラン」）

- 二 都市計画の決定に係る土地の区域
縦覧に供する図書に明示する部分

- 三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

山梨県告示第百六十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置

中巨摩郡竜王町西八幡字東中田一二七八番一

- 二 道路の幅員

四・六五メートル

- 三 道路の延長

二九・一三メートル

山梨県告示第百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、高根町長から認可申請のあった土峰地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 縦覧書類

換地計画書の写し

- 二 縦覧期間

平成十六年三月三十日から同年四月二十六日まで

- 三 縦覧場所

高根町役場

- 四 異議申出期間

平成十六年四月二十七日から同年五月十一日まで

山梨県告示第百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、高根町長から認可申請のあった浅川地区の換地計

画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成十六年三月三十日から同年四月二十六日まで

三 縦覧場所

高根町役場

四 異議申出期間

平成十六年四月二十七日から同年五月十一日まで

山梨県告示第百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、高根町長から認可申請のあった宮尾根地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成十六年三月三十日から同年四月二十六日まで

三 縦覧場所

高根町役場

四 異議申出期間

平成十六年四月二十七日から同年五月十一日まで

山梨県告示第百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、高根町長から認可申請のあった宮平地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成十六年三月三十日から同年四月二十六日まで

三 縦覧場所

高根町役場

四 異議申出期間

平成十六年四月二十七日から同年五月十一日まで

山梨県告示第百六十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の五第一項の規定に基づき、平成十六年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定め、平成十六年四月一日から適用する。

平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。

1 令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者

2 令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないことができる者

3 営業に関する者

3 営業に關し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

4 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き一年以上営業を営んでいない者

二 資格審査の申請の方法

1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、物品等競争入札参加資格審査申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 営業経歴書（第二号様式）
 - (2) 商業登記簿謄本（法人の場合）
 - (3) 身分証明書（個人の場合）
 - (4) 印鑑証明書
 - (5) 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
 - (6) 納税証明書（申請書提出日直前の県税及び消費税に係るもの）
 - (7) 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
 - (8) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面
 - (9) 誓約書（第三号様式）
- 2 申請書及び添付書類は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇 八五〇一）山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号（電話〇五五 二二三 一三九五）にあらかじめ連絡の上持参すること。
- 3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。
- 三 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を認定した日から平成十七年三月三十一日までとする。
- 四 変更等の届出
申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
- 1 商号又は名称
 - 2 代表者又は代理人
 - 3 所在地又は住所
 - 4 印鑑
 - 5 その他営業に関し重要な事項
- 五 資格の取消し
知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。
- 1 一の1から4までのいずれかに該当することとなつたとき。
 - 2 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。
- 六 資格の有効期間の更新手続
県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資

格等について公示するので、当該公示に基づき申請書を提出すること。

第1号様式

物品等競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

山梨県知事 山本 栄彦 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成16年度において山梨県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札の参加資格に関する審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び当該事項に変更が生じた場合には速やかに届け出ることを誓約します。

添付書類

- 1 営業経歴書（第2号様式）
- 2 商業登記簿謄本（法人の場合）
- 3 身分証明書（個人の場合）
- 4 印鑑証明書
- 5 財務諸表（法人にあっては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
- 6 納税証明書（申請書提出日の直前の県税及び消費税に係るもの）
- 7 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
- 8 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面
- 9 誓約書（第3号様式）
- 10 口座振替依頼書
- 11 返信用封筒（80円切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者まで記載）

営業経歴書

※業種区分

① ふりがな 商号又は名称		② ふりがな 代表者 氏名		③ 代表者印			
所在地	④ 本社(本店)	〒□□□-□□□□		電話 ()			
	⑤ 支店・営業所等			FAX ()			
	⑥ 工場			電話 ()			
				FAX ()			
⑦ 契約委任先	住所	〒□□□-□□□□		電話 ()			
	名称			FAX ()			
⑧ 営業種目(又は取扱品名)	⑨ 取引希望種目	第一希望	⑩ 営業担当者	部署名			
				職・氏名			
		第二希望		電話 ()			
				FAX ()			
		第三希望		⑪ 契約使用印鑑(印影)		⑫ 消費税法に規定する課税業者・免税業者の別	
				課税業者			
				免税業者			
⑬ 総代理、代理又は特約している会社名							
総代理	代	理		特	約		
⑭ 自己資本の類	法人	イ 資本金	ロ 法定準備金	ハ 任意積立金	ニ 諸積立金	ホ 次期繰越利益	イ+ロ+ハ+ニ+ホ
	個人	イ 元入金	ロ 前年利益	ハ 事業主借	ニ 事業主貸		イ+ロ+ハ-ニ
⑮ 機械設備の類	機械装置類		車両運搬具類		工具器具備品類		計
⑯ 従業員の数	事務関係	営業関係	技術関係	常勤的に雇用しているパート等	家族従業員	計	うち身体障害者雇用数
(支店・営業所等の従業員の数)	()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人
⑰ 営業年数	創業	転廃(休)業	現組織へ変更	通算営業年数	県との取引開始年	⑱ 県税未納の有無	
	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	(満 年)	有 ・ 無
⑲ 製造販売等の実績高	決算期間別	イ 自 年 月 日 至 年 月 日	ロ 自 年 月 日 至 年 月 日	2事業年度の平均実績高 $\frac{イ+ロ}{2}$	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} = \text{---} = \text{---} \%$	
	総売上	製造	円	円	円		
		販売					
		合計					
合計のうち県取引額	本庁						
	出先						

(裏面)

① 契約 実 績 等	主要仕入先 (物品のみ)	県内		県外	
	国及び 地方公共団体 (2年分)				
	主要契約(納品)先 その他一般 (2年分)	県内		県外	
取引金融機関					

② 所在地 略 図	N ↑ ↓
--------------------	------------------

※(機械設備を必要とする業務を申請する者のみ記入してください。)

③ 機 械 設 備	機 種	性 能	台 数	機 種	性 能	台 数

印刷
使用OS _____
ワープロソフト _____

誓 約 書

申請者は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- 2 次のいずれかに該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当の理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) (1) から(5) までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

平成 年 月 日

山梨県知事 山本 栄彦 殿

申請者

印

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町西条字清水三三四二の一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町西条四千百七十六番地 野沢文彌

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
県営圃場整備事業（須玉地区第五 一工区）の換地処分を平成十六年二月二十六日実施した。

平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
県営圃場整備事業（須玉地区第五 二工区）の換地処分を平成十六年二月二十六日実施した。

平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
県営圃場整備事業（須玉地区第五 三工区）の換地処分を平成十六年二月二十六日実施した。

平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 換地処分の実施

山梨県公報 第千四百六十四号 平成十六年三月二十九日

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
県営圃場整備事業（須玉地区第五 四工区）の換地処分を平成十六年二月二十六日実施した。

平成十六年三月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十二号

山梨県職員給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の四を第三十二条の五とし、第三十二条の三の次に次の一条を加える。

（条例第十四条の四の人事委員会の定める場合）

第三十二条の四 条例第十四条の四の人事委員会規則で定める場合は、当該職員が在勤する地域を異にする異動の日の前日に在勤していた地域又は別表第十二に掲げる地域に引き続き六箇月を超えて勤務していた場合とする。

別表第一医療職給料表(二)の項第十一号を削る。

別表第二第一号の表九級の項に次の一号を加える。

7 特定の分野についての極めて高度の専門的知識又は経験が必要とする業務を独立して行う職務で、職務の複雑、困難及び責任の度が前各号と同程度と認められるもの

別表第二第一号の表十級の項第二号中、「総合政策室長」、「総括技術審査監」及び「科学振興監」を削り、同項に次の一号を加える。

6 特定の分野についての極めて高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を独立して行う職務で、職務の複雑、困難及び責任の度が前各号と同程度と認められるもの

別表第二第一号の表十一級の項第一号中、「リニア推進長」を「政策秘書室長」に改める。

別表第二第三号の表中、「マッサージ師又は特殊医療器械操作士」を「又はマッサージ

「シ師」に、「主任マッサージ師又は主任特殊医療器械操作士」を、「又は主任マッサージ師」に改める。

別表第四短大卒の項第二号22中「児童福祉法施行令」を、「児童福祉法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設（平成十四年政令第二百五十六号による改正前の児童福祉法施行令）に、「施設」を、「施設を含むものとし、」に改める。別表第十三知事の事務局の部本庁の項中、「リニア推進長」を、「政策秘書室長」に、

「局長」を「局長」に、

総括技術審査監 三種

総括技術審査監 危機管理監

三種
四種（人事委員会
が認める者に
あつては三種）

「企画調整主幹」を「企画調整主幹」に、「部（室）付主幹」を「部（室）付主幹」に、

「を」部（室）付主幹 に、「支出審査監」を「債権管理指導監」に、「施設推進監」を「施設推進監」に、

「を」施設推進監 に、「廃棄物対策推進監」を「工事施工管理監」に、「土砂災害対策推進監」を「土砂災害対策推進監」に、

「を」土砂災害対策監 に、「文化振興普及監」を「文化振興普及監」に、

「保安林管理監」を「保安林管理監」に、「農村振興監」を「農村振興監」に、「道産業立地監」を「保安林管理監」に、「農村振興監」に、「道産業交流監」を「農村振興監」に、

「を」高速道路推進監 に改め、同部富士北麓・東部地域振興局の項中、「森林道路管理監」を「道路管理監」に改め、同部富士北麓・東部地域振興局の項中、「森林

「保全幹」を「保健指導幹」に改め、同部消費生活センターの項中「森林保全幹」を「保健指導幹」に改め、同部消費生活センターの項中

次
長

加える。

七種（人事委員会
が認める者に
あつては六種）
八種（人事委員会
が認める者に
あつては七種）

次長

七種（人事委員会
が認める者に
あつては六種）

に改め、同項の次に次のように

商品テスト専門幹

男女共同参画推進センター	
副館長	五種
男女共同参画推進幹	七種

別表第十三知事の事務局の部総合女性センターの項、峡南女性センターの項及び富士女性センターの項を削り、同部パスポートセンターの項中、「六種（人事委員会）が認める者」にあつては五種、「五種」に改め、同部東京事務所の項中、「六種（人事委員会）が認める者」にあつては五種、「六種」に改め、同部女性相談所の項中、「六種（人事委員会）が認める者」にあつては五種、「五種」に改め、同部中央児童相談所の項中、「

所長 五種

を

所長	五種
副所長	六種（人事委員会 が認める者に あつては五種）

に改め、同部都留児童相談所の項

、甲陽学園の項及び障害者相談所の項中、「六種（人事委員会）が認める者」にあつては五種、「五種」に改め、同部育福福祉センターの項中、「五種」を、「四種」に改め、同部衛生監視指導センターの項、計量検定所の項、都留高等技術専門校の項、峡南高等技術専門校の項、就業支援センターの項、水産技術センターの項及び病害虫防除所の項中、「六種（人事委員会）が認める者」にあつては五種、「五種」に改め、同部総合農業試験

六種（人事委員会）

副場長	副場長 会が認める者に あつては五種
特別研究員	六種（人事委員 会が認める者に あつては五種）
次長	七種（人事委員 会が認める者に あつては六種）

場の項中

を

副場長	六種（人事委員 会が認める者に あつては五種）
特別研究員	会が認める者に あつては五種
次長	あつては五種

に改め、同部新環状・西関東道路建設事務所の項中

技術指導幹	七種
-------	----

を

技	工
---	---

術指導幹	七種
施工管理幹	八種

に改め、同部荒川ダム管理事務所の項中「六種（人事委員会が

が認める者にあつては五種）」を「五種」に改め、同部釜無川流域下水道事務所の項中

所長	五種
----	----

を

所長	五種
次長	七種（人事委員 会が認める者に あつては六種）

に改め、同項の次に次のように加

える。

桂川流域下水道事務所	
所長	五種
次長	七種（人事委員 会が認める者に あつては六種）

別表第十三知事の事務部局の部桂川流域下水道建設事務所の項を削り、同表教育委員会事務局の部総合教育センターの項中「特殊教育部長」を「特別支援教育部長」に改め

、同表中「監査指導監」を「総括次長補佐」に改め、同表警察部局の部警察本部の項中「科学捜査研究所副所長」を「科学捜査研究所副所長 施設管理監」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十三号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 坂本 宏

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第四の二教育職給料表（一）の項一級の欄中「十一号給」を「十号給」に改め、同表教育職給料表（四）の項一級の欄中「十号給」を「十一号給」に改める。

別表第八の一級の項中「曙小学校―南巨摩郡中富町古長谷」及び「増富中学校―北巨摩郡須玉町小尾」を削る。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十四号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 坂本 宏

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号（一）中「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に改める。

第九条第一項中「と畜場法」を「と畜場法」に、「第十条」を「第十四条」に、「と殺」を「とさつ」に改める。

第十五条第一項中「観光課」を「観光資源課」に、「道路建設課、道路維持課」を

「道路整備課、道路管理課」に、「桂川流域下水道建設事務所」を「桂川流域下水道事務所」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。